

〈果樹農業者の皆様へ〉

果樹共済に加入しましょう!!

◇ 果樹共済は、果樹農業者の方が自然災害等の不慮の事故によって被る損害を補填し、果樹経営の安定を図ることを目的として、国が実施する**公的保険制度**です。

果樹農業は、自然災害の影響を受けやすい産業です。自然災害等に備えて、果樹共済に是非ご加入ください。

- ◎ 加入時にお支払いいただく共済掛金のうち**半分を国が負担**します。
- ◎ 果樹農業者の皆様のニーズに応えるようたくさんのメニューがありますので、ご自身の経営リスクに応じた補償を選ぶことができます。
- ◎ 平成27年度の加入から**樹体共済の補償が拡充**されます。（詳細は中のページをご覧ください。）

農林水産省

◇ 加入資格

果樹を栽培している方で、お住まいの区域にある農業共済組合等が定める一定面積以上を栽培している方が加入できます。

◇ 補償される対象品目（加入できる果樹の種類）

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、その他のかんきつ類（※）、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

※その他のかんきつ類：はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平

◇ 収穫共済の補償内容

補償対象となる事故

風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害、鳥獣害

○ 上記の事故により、果実の減収が一定割合を超えたときに、被害の程度に応じて共済金が支払われます。

○ 補償対象とする事故を特定の事故（暴風雨やひょう害、凍霜害）だけに限定したメニューや、果実の減収に加えて品質低下も対象とするメニュー、果実の減収や品質の低下に伴う生産金額の減少を補償するメニューもあります。

詳しくは、右のページをご覧ください。

◇ 樹体共済の補償内容 〈平成27年度から補償が拡充されます！〉

補償対象となる事故

気象災害等による樹体の枯死、流出、滅失、埋没、損傷による損害

★ 拡 充 内 容

平成27年度の加入から、樹体共済の補償が次のように拡充されます。

具体的な例は、3ページをご覧ください。

- ① 損害の対象となる**樹体の損傷の基準が、樹冠容積の「2/3以上」から「1/2以上」に引き下げ**となり、補償範囲が広がります。
- ② **樹体の資産価値（※）を見直し、補償価額を引き上げ**ます。

※樹体共済の資産価値：加入した樹齢から抜根する樹齢までに得られる収益を利回りで割り戻したもの

◇ 収穫共済のメニュー

対象となる果樹の種類やメニューはお住まいの区域によって異なりますので、お近くの農業共済組合等へお問い合わせください。

引受方式		最高補償割合	共済金支払となる割合	対象となる共済事故	
半相殺方式					
減収総合方式		一般方式	7割	3割を超える損害	風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収
		短縮方式			
特定危険方式	減収暴風雨方式		8割	2割を超える損害	暴風雨による果実の減収
	減収ひょう害方式				降ひょうによる果実の減収
	減収凍霜害方式				凍傷又は降霜による果実の減収
	減収暴風雨・ひょう害方式(2点セット)				暴風雨及び降ひょうによる果実の減収
	減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式(3点セット)				暴風雨、降ひょう及び凍傷又は降霜による果実の減収
全相殺方式					
減収総合方式		7割	2割を超える損害	風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収	
品質方式				風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及び品質の低下	
災害収入共済方式		8割	2割を超える損害	風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少	
樹園地単位方式					
減収総合方式		一般方式	6割	4割を超える損害	風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収
		短縮方式			
特定危険方式	減収暴風雨方式		7割	3割を超える損害	暴風雨による果実の減収
	減収ひょう害方式				降ひょうによる果実の減収
	減収凍霜害方式				凍傷又は降霜による果実の減収
	減収暴風雨・ひょう害方式(2点セット)				暴風雨及び降ひょうによる果実の減収
	減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式(3点セット)				暴風雨、降ひょう及び凍傷又は降霜による果実の減収

◇ 収穫共済の共済金・共済掛金の試算例(10アール当たり)

(例) りんごの半相殺減収総合
一般方式に加入した場合

○付保割合 : 70%
○掛金率 : 6% の場合

共済金額 (補償額)	農家負担掛金
250,000 円	7,500 円
共済金支払額 (収量がゼロの場合)	共済金支払額 (収量が平年の半分の場合)
250,000 円	72,500 円

(例) うんしゅうみかんの災害
共済方式に加入した場合

○付保割合 : 80%
○掛金率 : 6% の場合

共済金額 (補償額)	農家負担掛金
300,000 円	9,000 円
共済金支払額 (生産金額がゼロの場合)	共済金支払額 (生産金額が平年の半分の場合)
300,000 円	112,500 円

◇ 樹体共済の共済金・共済掛金の試算例(10アール当たり)

現 行

拡 充 後

○共済目的 : りんご
○樹 齢 : 20年生
○付保割合 : 80%
○掛 金 率 : 2% の場合

平成27年度加入
から補償が拡充!

共済金額 (補償額)	農家負担掛金	共済金額 (補償額)	農家負担掛金
600,000 円	6,000 円	1,800,000 円	18,000 円
共済金支払額 (全損の場合)	共済金支払額 (半損の場合)	共済金支払額 (全損の場合)	共済金支払額 (半損の場合)
600,000 円	300,000 円	1,800,000 円	900,000 円